

選挙等改革の推進に関する法律案 概要

第1 総則

1 目的

この法律は、我が国が直面する諸課題の解決を図るためには、民意を国・地方公共団体の政策に適切に反映させるための選挙及び政治資金（以下「選挙等」という。）に係る制度への転換を図るとともに、選挙等に係る制度の合理化を図り、あわせて選挙等に対する国民・住民の信頼を向上させることが一層重要になっていることに鑑み、選挙等に関する改革（以下「選挙等改革」という。）に関し、基本理念を明らかにするとともに、選挙等改革を推進するための措置及び選挙等改革協議会の設置について定めることにより、選挙等改革を総合的かつ効果的に推進し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とすること。

2 基本理念

- (1) 公職を担う多様な人材の確保、投票率の向上及び候補者等・政党等の政策等に関する情報の効果的な提供を通じて、民意を国・地方公共団体の政策に適切に反映させるための選挙等に係る制度への転換を図ることを旨とすること。
- (2) 選挙等に係る制度の合理化を図ることを旨とすること。
- (3) 選挙の公正及び政治資金収支の公明・公正の確保を通じて、選挙等に対する国民・住民の信頼を向上させることを旨とすること。

3 条例による特例措置の活用

選挙等改革を推進するための措置を講ずるに当たっては、その確実・円滑な導入に資するため、必要に応じて、条例の定めにより、地方選挙における特例措置として行う仕組みの活用が図られること。

第2 選挙等改革を推進するための措置

一 民意を適切に反映させるための選挙等に係る制度への転換を図るための措置

1 公職を担う多様な人材の確保

公職を担う意欲を有する者が候補者となる上での支障を軽減し、公職を担う多様な人材の確保を図るため、次の措置その他必要な措置が講ぜられるものとする。

- ① 被選挙権年齢の18歳以上への引下げ（193参14で提出済）
- ② 地方議会議員の選挙における被選挙権の住所要件の撤廃
- ③ 候補者の資力に応じて供託金を引き下げる仕組みの導入
- ④ 民間企業に雇用されている者等の立候補休暇制度の導入
- ⑤ 立候補の届出・当選人の告示における住所等の記載の除外その他候補者・当選人に係る個人情報の適切な取扱いの確保
- ⑥ 候補者等が代表者である政治団体につき、その代表者を親族に変更すること及び親族に対し寄附をすることの規制

2 投票率の向上

(1) インターネット投票の導入に先立って講ぜられる措置

選挙人が、年齢、障害等の心身の状態、地理的制約、経済的状况その他の要因にかかわらず、円滑に投票を行うことができる環境を整備し、投票率の向上を図るため、次の措置その他必要な措置が講ぜられるものとする。

- ① 大学・商業施設等に設けられる期日前投票所でその所在市町村の選挙人名簿に登録されていない者でも投票できる仕組みの導入等による期日前投票の拡大、期日前投票の事由に該当する旨の誓約書の廃止その他選挙人の投票の便宜を図るための期日前投票の見直し（193 参 69 で提出済）
- ② 要介護者、産前産後の者等に係る郵便等投票の対象の拡大
- ③ 不在者投票及び在外投票に係る手続の簡素化
- ④ 統一地方選挙の積極的な活用等による地方議会議員・首長の選挙期日の一層の集約化

(2) 令和7年を目途としたインターネット投票の導入（211 衆 23 で提出済）

3 政策等に関する情報の効果的な提供

選挙運動・政治活動の規制の撤廃又は緩和等を推進し、候補者等・政党等の政策等に関する情報が効果的に提供されるようにするため、選挙人等に及ぼす迷惑の防止にも配慮しつつ、次の措置その他必要な措置が講ぜられるものとする。

- ① 戸別訪問の解禁（193 参 61 で提出済）
- ② 人気投票の経過・結果の公表の解禁（193 参 64 で提出済）
- ③ 停止していない選挙運動用自動車の車上における演説の解禁
- ④ 選挙運動用ビラの頒布枚数の上限の引上げ及びポスティングによる頒布の解禁、一般個人による電子メールを利用する方法による頒布の解禁その他選挙運動用文書図画の頒布に関する規制の緩和
- ⑤ 選挙運動である街頭演説における選挙運動用のぼり・ポスター等の掲示の解禁及び選挙運動に従事する者の人数制限の撤廃
- ⑥ 第三者が開催する合同演説会の解禁（193 参 62 で提出済）
- ⑦ 候補者等の氏名・氏名類推事項が表示された政治活動用ポスターにつき、周辺環境保持に配慮する観点から果たすべき責任の内容を明らかにした上で、任期満了6月前以降における掲示の解禁
- ⑧ 政治活動である街頭演説における候補者等の氏名・氏名類推事項が表示された政治活動用たすき・のぼり・ポスター等の掲示の解禁
- ⑨ 選挙期日後の挨拶行為の制限の緩和
- ⑩ 選挙運動・政治活動の時間規制についての一定範囲内における条例への委任
- ⑪ 地方公共団体の選挙の記号式投票における投票用紙への所属政党名の記載
- ⑫ 選挙公報のインターネットを利用する方法による一定期間の公開の義務化

二 選挙等に係る制度の合理化を図るための措置

選挙の管理執行、選挙運動・政治活動の規制等の無駄を排除し、及び選挙に関する費用を適正化して、選挙等に係る制度の合理化を図るため、次の措置その他必要な措置が講ぜられるものとする。

- ① 選挙運動等のための選挙人名簿抄本の閲覧制度の廃止
- ② マイナンバーカードの利用等による投票手続の合理化、開票事務の効率化・迅速化及びこれらによる管理執行費用の節減
- ③ 再選挙・補欠選挙の実施の限定及び決選投票の導入
- ④ 選挙運動用自動車の規格規制の簡素化
- ⑤ 選挙運動用ビラ・ポスターへの証紙貼付の代替措置の導入
- ⑥ 選挙運動用ポスターの規格統一及びデジタル化（193参66で提出済）
- ⑦ 候補者等の選挙区内にある地方公共団体のうち、災害により被害を受けたこと等の事情がある地方公共団体に対する寄附の解禁
- ⑧ 情報通信技術の活用、経済社会情勢の変化に応じた規制の撤廃又は緩和等により、立候補の届出、選挙公営費用に関する精算、選挙運動費用収支報告書の提出、政治資金収支報告書の提出その他選挙等に関する手続の簡素化・効率化
- ⑨ 選挙運動用葉書及び選挙事務所用立札・看板に対する選挙公営の廃止、インターネット等を利用する方法による選挙運動に対する選挙公営の創設、選挙運動用自動車の使用に対する選挙公営の上限額・対象の見直しその他選挙公営の適正化並びに選挙公営の有無の統一
- ⑩ 法定選挙運動費用の上限額の引下げ
- ⑪ 車上等運動員等に対し支給できる報酬上限額の引上げその他選挙運動に従事する者に対し支給できる報酬上限額等の地域の事情を勘案した見直し

三 選挙等に対する国民・住民の信頼を向上させるための措置

1 選挙の公正の確保

選挙人の判断を誤らせる行為、候補者間・政党等との間の公平の確保を害する行為等を排除し、選挙の公正を確保するため、次の措置その他必要な措置が講ぜられるものとする。

- ① 外国籍を有する日本国民の被選挙権の見直し及び選挙公報への外国籍の得喪履歴の追加（193参12で提出済）
- ② 個人の通称、政党等の名称等の不正使用による選挙人を誤認させる行為等の規制（196参4で提出済）
- ③ 虚偽事項公表罪の罰則の強化
- ④ 落選運動のためにする文書図画の頒布・掲示及び拡声機を用いた街頭演説の規制
- ⑤ 選挙運動の規制・選挙運動費用収支報告書の作成につき、分かりやすい準則の作成等による統一的な運用
- ⑥ 選挙人等の請求に基づく得票数再調査制度の整備（193参55で提出済）

2 政治資金の収支に関する公明・公正の確保

候補者等である政治団体の代表者等の政治資金に関する責任を明確にし、及び政治活動に関する不適正な収入・支出を防止して、政治資金の収支に関する公明・公正を確保するため、次の措置その他必要な措置が講ぜられるものとする。

- ① 政治団体の代表者も政治団体の収支報告書の記載・提出義務者にすること（204 参 33 で提出済）
- ② 法人その他の団体の政治活動に関する寄附の全面禁止及び政治資金団体の制度の廃止（204 参 5 で提出済）
- ③ 政党等の選挙区支部が当該選挙区内にある者に対して行う寄附の規制（208 参 21 で提出済）
- ④ 政治団体の目的に関連する支出及び政治活動に関連する支出以外の個人的支出を防止するための仕組みの導入（208 参 20 で提出済）
- ⑤ 候補者等が自己に関係する政治団体に寄附をした場合の税制優遇の見直し

第3 選挙等改革協議会

選挙等改革を推進するための措置について検討を行うため、別に法律で定めるところにより、令和7年3月31日までの間、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する選挙等改革協議会を設置するものとする。

第4 附則

1 施行期日

公布日から施行

2 検討

- (1) 両院の役割・在り方を踏まえ、次の事項についての検討（衆：193 参 10 で提出済、参：196 参 24・211 参 14 で提出済）
 - ① 国会議員の定数の削減
 - ② 参議院議員の選挙について、11ブロックの選挙区制への改正、参議院議員と地方公共団体の議会の議員・首長との兼職の解禁その他制度の在り方の見直し
- (2) 候補者が法定選挙運動費用の上限額の範囲内において自由に選挙運動を行うことができるようにするための選挙運動の規制の抜本的な見直しについての検討
- (3) 子育て世帯の意見が国・地方公共団体の政策に一層反映されるようにするための選挙の仕組みの導入についての検討